

令和6年9月26日（木）  
幕別町こども施策審議会  
資料3

## 幕別町こども計画の構成及び骨子（案）について

## 1 こども基本法の規定について

### (1) 目的

次代の社会を担う全てのこどもが、人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもの。

### (2) こども施策

「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### (3) こども施策に関する大綱

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

### (4) 市町村こども計画等

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 2 こども大綱について

### (1) こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

#### 「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

### (2) こども施策に関する重要事項

#### ライフステージを通じた重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④こどもの貧困対策
- ⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

#### ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで  
(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保)  
(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)
- ②学童期・思春期  
(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)  
(居場所づくり)  
(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)  
(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)  
(いじめ防止)  
(不登校のこどもへの支援)  
(校則の見直し)  
(体罰や不適切な指導の防止)  
(高校中退の予防、高校中退後の支援)
- ③青年期  
(高等教育の修学支援、高等教育の充実)  
(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)  
(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)  
(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ひとり親家庭への支援

(3) こども大綱が目指すもの

常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこと。

### 3 子ども・子育て支援法の規定

#### (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要（令和6年2月13日告示）

#### (1) 子ども・子育て支援の意義に関する事項 ⇒ 子ども・子育て支援法の基本理念や目的など

#### (2) 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的な事項

#### (3) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

##### ①子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

②市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

③市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

幕別町子ども・子育て支援事業計画の記載項目

④都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

⑤都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

⑥その他

#### (4) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

#### (5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

#### (6) その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

## 5 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、下記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
  - ・核家族化の進展
  - ・地域のつながりの希薄化
  - ・共働き家庭の増加
  - ・都市部を中心として存在する待機児童
  - ・児童虐待の深刻化
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

## 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項①（必須事項）

### （1）教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より安易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

### （2）各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ①幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
- ・量の見込みは、認定区分で設定する。

#### ②実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」に対応するよう、認定こども園・幼稚園・保育所及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定。

#### 【認定区分】

- 1号認定  
3～5歳、幼児期の学校教育のみ
- 2号認定  
3～5歳、保育の必要性あり
- 3号認定  
0～2歳、保育の必要性あり

## 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項②（必須項目）

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（16事業）

事業	内容
延長保育事業	保育所が11時間の開所時間を超えて、保育を実施する事業
病児・病後児保育事業	病気または病気回復期の児童を、保護者の勤務や傷病等のやむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に、一時的に保育する事業
放課後児童健全育成事業	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業
妊婦に対する健康診査	妊娠中の母子の健康状態を確認するための問診や血液検査、超音波検査など20回分の妊婦健康診査費用を公費で負担する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場を提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施し、親の子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業
一時預かり事業	保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに、乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行ない適切なサービス提供につなぐことで子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	乳児家庭全戸訪問等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者や、出産後の子育てについて特に支援が必要と認められる妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等を行う事業等
ファミリー・サポート・センター事業	小学校低学年の児童のいる保護者などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの会員同士の相互援助活動を行う事業
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで子どもを預かる事業
(新) 子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安を抱える子育て家庭等の居宅に訪問支援員が訪問し、家事支援や育児相談等実施することにより、養育環境等を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする事業
(新) 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、居場所のない児童の居場所となる場所を開設し、児童やその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業
(新) 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える者同士が相互に悩みを共有できる場を設けるなどの支援を行うことで、親子間における適切関係性の構築を図ることを目的とする事業

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ①認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- ②質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ③幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- ④幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

## 8 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ①保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、計画的に教育・保育施設、地域型保育所事業を整備。
- ②育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

①児童虐待防止対策の充実

- ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
- ・発生予防、早期発見、早期対応
- ・社会的擁護施策との連携

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ・子育て・生活支援・就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策

③障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ・障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進
- ・発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 9 子どもの貧困対策の推進

(1) 相談・生活支援の充実

(2) 育ちと学び支援の充実

(3) 経済的支援

## 10 こども計画の構成及び骨子（案）について

### (1) 第1部 総論

項目		内容
第1章 計画の策定にあたって	第1節 計画策定の趣旨	○計画策定の背景と目的 ○計画の期間 ○計画の対象
	第2節 計画の位置付け	○計画の位置づけ ○法の根拠
	第3節 計画の策定及び推進体制	○幕別町こども施策審議会での審議の実施 ○子育て世帯へのニーズ調査 ○こども・若者意識調査 ○パブリックコメント ○計画の点検及び評価
第2章 「幕別町の子育てを取り巻く環境」	第1節 少子化の動向	○人口の推移 ○出生の動向 ○婚姻及び離婚の動向
	第2節 家庭や地域の状況	○世帯の動向 ○世帯構成 ○未婚・有配偶別労働力率
	第3節 教育・保育施設の状況	○幼稚園の定員と入園児童数の推移 ○認可保育所（園）の定員と入所児童数の推移 ○認可外保育所の利用状況
	第4節 地域子育て支援事業の状況	○子育て支援センターの利用状況 ○一時保育事業の利用状況 ○預かり保育（幼稚園）の状況 ○病後児保育の利用状況 ○学童保育所の入所児童数の推移 ○乳児家庭全戸訪問事業の利用状況 ○養育支援訪問事業の状況 ○妊婦健診の利用状況
	第5節 人口の推計	○推計児童人口（全体）

(2) 第2部 計画

項目		内容
第1章 計画の基本的な考え方	第1節 計画の基本理念	<p>○基本理念</p> <p>第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念、こども大綱等を踏まえて設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」</li> </ul> <p>～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に<b>幸福な生活</b>を送ることができる社会～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」</li> <li>・こども計画の基本理念（案）「すべての町民が支えあい、こども・若者が健やかに育ち、<b>幸せを実感</b>できるまち」</li> </ul>
	第2節 計画の基本目標	<p>○基本目標</p> <p>第1節で設定する基本理念を実現するための目標を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本目標に「こども・若者」を加える</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①幼児期の学校教育・保育の推進等</li> <li>②地域における子ども・子育て支援事業の推進</li> <li>③親子の健康確保と<b>こども・若者</b>への育成支援</li> <li>④特に支援を必要とする家庭への取組みの推進</li> <li>⑤仕事と家庭生活との両立の推進</li> <li>⑥子どもの貧困対策の推進</li> </ol> <p>○推進する施策</p> <p>国で平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）」を策定されたことを踏まえ、本計画の基本目標とSDGsの達成に向け、推進する施策を設定。</p>
第2章 計画の内容	第1節 教育・保育提供区域の設定	<p>子ども・子育て支援法において、「量の見込み」・「確保の内容」を設定する単位として、地域の实情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされていることを踏まえ、町としては、第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の考え方と同様に地理的条件や、現在の教育・保育の利用状況など総合的に勘案し、「教育・保育事業」の提供区域を幕別、札内、忠類の3区域、「地域子ども・子育て支援事業」については、町全体をひとつの区域として設定する。</p>

項目		内容																																		
第2章計画の内容	第2節 基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」	<p>○幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。</li> <li>・量の見込みは、認定区分で設定する。</li> </ul> <p><b>【例】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定区分</th> <th colspan="3">1年目(R7)</th> <th>2年目(R8)</th> </tr> <tr> <th>3～5歳 学校教育 のみ</th> <th>3～5歳 保育必要</th> <th>0～2歳 保育必要</th> <th>.....</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み (必要利用定員総数)</td> <td style="text-align: center;">300人</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②確保の内容</td> <td>認定こども園、幼稚園、保育所</td> <td style="text-align: center;">300人</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">②-①</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">▲100人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>※0～2歳は、各年齢別に記載する。</p> <p>○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の普及に係る考え方</li> <li>・認定こども園の設置数、設置時期</li> <li>・幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進方策</li> <li>・保幼小連携の取組の推進</li> <li>・保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携</li> </ul>				認定区分	1年目(R7)			2年目(R8)	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育必要	0～2歳 保育必要	.....	①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	.....	②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	80人	.....	地域型保育事業	—	—	20人	.....	②-①		0人	0人	▲100人	.....
	認定区分	1年目(R7)			2年目(R8)																															
3～5歳 学校教育 のみ		3～5歳 保育必要	0～2歳 保育必要	.....																																
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	.....																																
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	80人	.....																															
	地域型保育事業	—	—	20人	.....																															
②-①		0人	0人	▲100人	.....																															
第3節 基本目標2「地域における子ども・子育て支援事業の推進」	<p>○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保</p> <p><b>【例】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域子育て支援拠点事業</th> <th>1年目(R7)</th> <th>2年目(R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み</td> <td style="text-align: center;">300人(2か所)</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td>②確保の内容</td> <td style="text-align: center;">300人(2か所)</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">②-①</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業ごとに記載。</p>				地域子育て支援拠点事業	1年目(R7)	2年目(R8)	①量の見込み	300人(2か所)	.....	②確保の内容	300人(2か所)	.....	②-①		0人	.....																			
地域子育て支援拠点事業	1年目(R7)	2年目(R8)																																		
①量の見込み	300人(2か所)	.....																																		
②確保の内容	300人(2か所)	.....																																		
②-①		0人	.....																																	

項目		内容
第2章 計画の内容	第4節 基本目標3「親子の健康確保と子ども・若者への育成支援」	○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ○子どもや母親の健康確保 ○思春期保健対策の充実 ○小児保健医療の充実 ○次代の親の育成 ○青年期の成長支援
	第5節 基本目標4 「特に支援を必要とする家庭への取組の推進」	○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等
	第6節 基本目標5 「仕事と家庭生活の両立の推進」	○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備
	第7節 基本目標6 「子どもの貧困対策の推進」	○相談・生活支援の充実 ○子どもの育ちと学びの支援の充実 ○経済的支援

(3) 資料編

項目	内容
資料1	幕別町子ども施策審議会条例
資料2	幕別町子ども施策審議会委員名簿
資料3	幕別町子ども計画策定スケジュール
資料4	幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (1) 調査の概要 (2) 調査結果  幕別町子ども・若者意識調査 (1) 調査の概要 (2) 調査結果